

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
1	65歳までセルフプランの方が抱える課題	＜65歳問題＞ これまではセルフプランで障がい福祉サービスを利用し生活をされていた方が65歳になり介護保険サービスを利用することになった場合、介護保険サービス内では賄えない場合、障がい福祉サービスを併用することになる。それを相談員のついていないセルフプランだった方は自身で対応しきれず、またこれまで本人のこと、および障がい特性を把握しきれていないケアマネも対応しきれず、本人がこれまでの生活を維持できなくなる状況がある。	65歳までに障がい福祉サービスを利用されていてセルフプランの方は、介護保険利用年齢に到達というライフステージの変わる65歳時に、これまでの生活が維持できなくなるということがないよう、必要に応じて事前に計画相談がつくなど働きかけが必要であり、そもそも計画相談の達成率を上げるよう相談支援体制の充実を図らなければならない。	セルフプランにより障がい福祉サービス等を利用されている方が円滑に介護保険サービスを利用開始できるようにする必要があり、障がい福祉サービス利用者の分析により対象者数等を把握した。	支給決定の更新のお知らせに合わせ、63歳64歳でセルフプランにて障がい福祉サービスを利用している方へ勸奨文書を送付し、必要な方が計画相談支援につながるよう取り組む。	相談支援体制	都島区
2	相談員および相談事業所の早急な増加の必要性について	相談支援専門員になるための初任者研修が年 3 回だけと少なく受講できない場合がある。加えて「実務経験」が最低 5 年必要であったり、専門員の資格を取っても確実に既存の相談支援事業所に増員されたり、新規相談事業所立ち上げにつながっていないと考えられる現状がある。	相談支援専門員の増加および新規事業所開設の増加につながる補助金の整備等、早急な対策が必要である。	相談支援事業所や相談支援専門員は一定程度増加しているものの、増大するニーズに対して十分とは言えない状況が続いているため、市地域自立支援協議会における検討を重ねつつ、「相談支援体制の充実」に向けた取組を実施してきた。	令和 6 年度報酬改定において相談支援に関する報酬の改善が図られたところであり、その効果を注視しつつ、相談支援事業所の増加につながるよう引き続き取組を進めるとともに、既存の相談支援事業所の安定的運営、支援力強化のため、一人事業所への配慮も含めて、相談支援体制の充実に向けた取組を強めていく。		都島区
3	障がい福祉サービスと介護保険制度の併用ケースにおける計画相談員とケアマネジャーの利用、連携について	障がい者の高齢化に伴い、障がい福祉サービスと介護保険制度と併用するケースが増えてきており、基幹相談支援センターへのケアマネジャーからの相談も増えている。その都度対応はしているが、ケアマネジャーによって知識や認識、理解にも差が出てきており、ケアマネジャーが計画相談員にプラン調整を全面的に任せ、うまく連携できないケースも見受けられる。	引き続き、制度の違いやサービスについて、計画相談員とケアマネジャーとの連携や役割分担などについては研修会や手引き等を通じて、伝えていくが、今までと同じ周知方法では難しいと感じる。ケアマネジャーが障がい高齢者を受けにくくなっている理由が、障がい状況で難しい個別ケースが増えているのか、ケアマネジャーの力量で対応が難しいのか、全体的に障がい高齢者の人数が増えているからか等、きちんと現状を市全体として把握し、原因を突き止めてして欲しい。	・本市においては、これまで障がい福祉サービス利用されてきた方が、65歳到達等により、介護保険サービスに移行する場合には、円滑なサービス利用となるよう、計画相談支援事業所の相談支援専門員と介護保険のケアマネジャーとが支援に必要な情報を共有するなど両者が連携していくことが重要と考えている。 ・障がい福祉と介護保険との適用関係、その他様々な障がい者施策について、集団指導などの中で、研修資料を用いて、計画相談支援事業所の相談支援専門員及びケアマネジャーをはじめとする介護保険事業所への周知を進めているところである。 ・介護事業所等に対する集団指導において、周知を行い、障がい者の介護保険サービスの利用について、誤解を招くことがないように指導を行っている。	・今後も継続して、集団指導などの中で、研修資料を用いて、計画相談支援事業所の相談支援専門員及びケアマネジャーをはじめとする介護保険事業所への周知を進めていく。 ・今後も引き続き、集団指導において、周知を行い、あらゆる機会をとらまえて、障がい者の介護保険サービスの利用について、指導を行っていく。		此花区
4	相談支援基盤の大幅な拡充について	市では指定相談支援事業所数は一定増えているものの、セルフプラン利用者がまだ50%近く（約 2 万人）も残っており、各区では虐待対応や緊急対応が必要とされるケースや、8050問題・介護保険供給など複雑な課題への対応も増えているが、指定相談事業所は相談員 1 人事業所が多いため、対応件数をこれ以上増やすことができず、相談支援が追いつかない状況に陥っており、このままでは相談支援の基盤が危うい状態となっている。	重度化・高齢化に伴う様々な困難事例への対応が急務となる中、相談支援基盤を大幅に拡充していくための方策が待たなしで必要である。とりわけ「相談員 1 人事業所」が相談員を複数配置して安定した運営に移行できるよう様々な支援策を講じるとともに、指定相談事業所が「拠点機能」を担い様々な困難事例にも対応できるよう育成していくための支援策を講じることが必要である。また国に対しても次期報酬改定に向けて、報酬の増額をはじめ 1 人事業所に対する支援策や困難事例への対応加算の創設をしっかりと求めていくことが必要である。	相談支援事業所や相談支援専門員は一定程度増加しているものの、増大するニーズに対して十分とは言えない状況が続いているため、市地域自立支援協議会における検討を重ねつつ、「相談支援体制の充実」に向けた取組を実施してきた。	令和 6 年度報酬改定において相談支援に関する報酬の改善が図られたところであり、その効果を注視しつつ、相談支援事業所の増加につながるよう引き続き取組を進めるとともに、既存の相談支援事業所の安定的運営、支援力強化のため、一人事業所への配慮も含めて、相談支援体制の充実に向けた取組を強めていく。また、整備要綱改正を行い、地域生活支援拠点等の機能を担う指定相談支援事業所の増加に取り組む。		住吉区
5	8050問題等での緊急ケースへの対応について	区内ではこの間、8050世帯（高齢＋障がいの世帯）で親が死亡・入院・入所することによって、残された障がい者が生活困難となる事例が複数発生している。市で R 2 年から設けられている緊急時支援事業や緊急一時保護事業について、今となっては区や支援機関の間でも十分共有できておらず、対応に齟齬が生じる場合もあるため、改めて周知し共有しておく必要がある。	8050世帯等での親の死亡・入院・入所により支援者が急に不在となった場合は、「緊急ケース」として残された障がい者に対して、区と支援機関が直ちに連携して対応することや、緊急事態の発生日・時間帯やその状況によって、緊急時支援事業、特例介護給付、緊急一時保護事業のいずれによって対応すべきかを、区、相談支援等に改めてわかりやすく周知・啓発しておくことが必要。	同居の親が入院、入所、死亡された時に、直ちに相談支援や障がい福祉サービスで支えていくことが必要となるが、緊急時の対応が円滑になされない事例もあり、緊急一時保護や緊急時支援事業など、区への再周知が必要。	具体事例も交えた緊急一時保護事業・緊急時支援事業の検討のながれについて区に対し再周知を予定。		住吉区

市地域自立支援協議会で検討する課題（令和5年度報告分）

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
6	教育と福祉の連携について	・連携の必要性について学校側の認識が乏しく、課題の共有が難しい。 ・学校での過ごし方を確認するために訪問の調整をするが、学校側の都合で調整がつかなかったり、訪問そのものを拒まれる傾向にある。 ・校長の人事異動により、医療的ケアなどこれまでの対応方法が変わってしまうことがある。 ・教員によっては福祉教育に対する認識の低さが見られる。	・教育関係者が障がいに対する理解を深められるよう、福祉と教育の双方が協力関係を構築していく必要がある。そのために連携できる会議の場の設定が必要と考える。	・医療的ケアを必要とする児童等への支援については、児童福祉法並びに医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療、保健、福祉、保育、教育の各領域における担当課が連携する、協議の場を設置することが求められている。本市においては、平成30年度より、医療的ケア児の支援に関する検討会議を設置し、定期かつ継続的に連携、検討を行っている。 その他、障がいのある児童等の諸課題についても、大阪市障がい者施策推進協議会等の様々な機会を通じて、教育委員会事務局と連携を図り、課題の共有や解決のための検討を行っている。 ・学校園が適切に連携して取り組むよう、管理職研修や教員研修等を通じて関係機関の役割や機能、連携について説明している。	・今後も、医療的ケアを必要とする児童等の支援に関する検討会議等の様々な機会を通じて、引き続き連携、検討していく。 ・引き続き、学校園が適切に連携して取り組むよう、周知を行うとともに、取組の蓄積共有を図っていく。	関係機関との連携	淀川区
7	介護保険と障がい福祉サービスの併給について	障がい者が介護保険の対象となった場合、「介護保険優先」の原則により、従来の障がい福祉サービスが受けられなくなったり、サービス水準が引き下がる等のトラブルが発生する場合がある。また短期間での介護保険への移行が難しいケースであっても、ケアマネジャーは早期に移行を進める必要に迫られるため、結果的に本人のペースに合わせられず無理に移行を進めていくケースもある。介護保険との併給に際して、当事者を不安にさせたり不都合を生じさせたりしないよう、一人一人の状況に合わせた留意点やポイントを明確化し共有しておく必要がある。	介護保険の併給に際しては、本人のこれまでの生活パターンやサービス利用状況、本人の意向をしっかりと確認の上、介護保険では従来通りのサービス利用が難しい場合は、これまで利用してきた障がい福祉サービスを継続することや上乘せも可能であることを、区、ケアマネジャー、相談支援専門員がしっかりと共有しながら連携していく必要がある。 当事者を不安にさせたり不都合を生じさせたりすることのないよう、特にトラブルが発生しやすい訪問系・日中系サービスの利用、費用負担・償還払い等について、市としての考え方を整理し、市HPに資料掲載して認識を共有するとともに、区各担当、ケアマネ、相談支援専門員にわかりやすく伝える研修を充実する必要がある。	・本市においては、これまで障がい福祉サービスを利用されてきた方が、65歳到達等により、介護保険サービスに移行する場合には、円滑なサービス利用となるよう、計画相談支援事業所の相談支援専門員と介護保険のケアマネジャーとが支援に必要な情報を共有するなど両者が連携していくことが重要と考えている。 各区の担当では、本人や相談支援専門員、ケアマネジャーと連携することにより、本人の心身の状況等を考慮したサービス提供が行えるよう努めており、介護保険の対象となった障がい者であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険サービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう各区において支給決定を行っているところである。 平成30年度からは共生型サービスも創設されたところではあるが、障がい福祉サービスを利用されている方が、介護保険サービスを受けられる際には、ケアマネジャーは、介護ニーズのみならず、個々の障がい特性に応じたきめ細かなアセスメントを行い、心身の状況、その置かれている環境等に応じ、本人の選択に基づいた適切なサービスが過不足なく提供されるよう、配慮してケアプランの作成を行う必要がある。 このため、障がい福祉と介護保険との適用関係、共生型サービス、その他様々な障がい者施策について、集団指導などの中で、研修資料を用いて、計画相談支援事業所の相談支援専門員及びケアマネジャーをはじめとする介護保険事業所への周知を進めているところである。 ・介護事業所等に対する集団指導において、周知を行い、障がい者の介護保険サービスの利用について、誤解を招くことがないように指導を行っている。	・今後も継続して、各区の担当への研修や計画相談支援事業所の相談支援専門員及びケアマネジャーをはじめとする介護保険事業所には集団指導などにおいて、障がい福祉と介護保険との適用関係、共生型サービス、その他様々な障がい者施策について、周知を行っていく。 ・HPの作成については、現在検討中。 ・今後も引き続き、集団指導において、周知を行い、あらゆる機会をとらえて、障がい者の介護保険サービスの利用について、指導を行っていく。		住吉区

市地域自立支援協議会で検討する課題（令和 5 年度報告分）

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
8	セルフプランの利用者が介護保険対象となった場合の課題について	障がい者が65歳を迎え介護保険の対象となった時、これまでセルフプランだった利用者は、いきなりケアマネジャーとプラン作成や事業者調整のやりとりをすることになるが、介護保険がこれまでの障がい施策と異なることから、介護保険を利用することへの本人の不安が高じたり、サービス利用調整や事業所探し等の移行調整が難航し、サービス利用に支障をきたす場合がある。	セルフプラン利用者の内、特に65歳になる前（63～64歳）の方の障がい福祉サービスの利用状況について事前に把握し、とりわけ介護保険供給で課題が発生する可能性のある訪問系・日中系サービス等の利用者に対して、市・区から計画相談支援の利用を積極的に勧奨するなど相談支援事業につなげ、介護保険対象となる際に相談支援専門員とケアマネジャーが確実に連携できるようにしておく仕組みを設けることが必要である。	セルフプランにより障がい福祉サービス等を利用されている方が円滑に介護保険サービスを利用開始できるようにする必要があり、障がい福祉サービス利用者の分析により対象者数等を把握した。	支給決定の更新のお知らせに合わせ、63歳64歳でセルフプランにて障がい福祉サービスを利用している方へ勧奨文書を送付し、必要な方が計画相談支援につながるよう取り組む。		住吉区
9	18歳までセルフプランの方が抱える課題	<18歳問題> これまで児童サービスを使っていた方が18歳になり成人のサービスを利用することになる。その際に児童でセルフプランの場合は、18歳になるまでの間に、成人の通所の場にどんな所があるかよく知ることが出来なかったり、相談員がついていないことで、放デイと成人の通所の場との橋渡し役が居らず、一貫した支援がなされないことがある。	18歳までに児童サービスを利用していてセルフプランの方には、ライフステージの変わる18歳時に不利益とならないよう、障がい児相談支援をつけるメリットを利用者ご家族によくアナウンスしたり、そもそも区によるバラツキの多い障がい児計画相談の達成率を上げるよう相談支援体制の充実を図らなければならない。	障がい児通所給付の申請があった際には、障がい児相談支援について説明し利用意向を確認している。その際に活用できるよう、障がい児相談支援の制度案内のちらしを作成し関係部署へ配付するほか、ホームページでも公開している。また、18歳になり障がい福祉サービスを申請する際には、計画相談支援の利用が可能であることを窓口にて周知している。	引き続き障がい児相談支援及び計画相談支援の説明及び周知に努めるとともに、相談支援体制の充実に向けた取り組みを進めていく。		都島
10	「つながる場」の強化に向けた対応について	大阪市の「総合的な相談支援体制の充実事業」（つながる場）について、この間、区でなかなか「つながる場」を開催してもらえず、対応が遅れる状況があったため、改めて認識を共有しておく必要がある。	「つながる場」開催に至らないケースが多いことから、市で「つながる場」開催に至らなかった事例と不開催の理由を集約・分析し、区や担当によって違いが生じないよう、市が考え方をまとめて全区に周知・助言しスキルアップを図る必要がある。また、今年 6 月の区長会議で「つながる場の毎月開催」も提起されていることから、毎月開催によりこの間の事例の情報共有や検証、緊急時支援や制度利用の学習等で有効に活用するよう区に助言すること。 来年度から障がいケース会議が法定化されることにより「つながる場」として活用できるようになることから、今年度内の早い段階で全区に変更内容を周知し、要綱改定等の準備を確実に進めておくことが必要である。	・「つながる場」等の総合的な相談支援体制の充実事業については区担当者連絡会等を通じて好事例や活動状況を共有するなどして全区のスキルアップを図っている。 ・障害者総合支援法が改正され、令和 6 年 4 月 1 日から、地域自立支援協議会において参加者に守秘義務を課したうえで個別事例の情報共有を行うなどの法整備がされること等に伴い、各区の「総合的な相談支援体制の充実事業」実施要綱を見直すとともに、各区において区の実情に応じた連携体制を構築していくよう各区に周知済み。	・福祉局としては、今後も区担当者連絡会や職員研修等を通じて好事例や活動状況を共有するなどして全区のスキルアップを図る。 ・各区では令和 6 年4月 1 日施行に向けて、「総合的な相談支援体制の充実事業」実施要綱の改正や「つながる場」と地域自立支援協議会の連携方法等が調整される予定。	ケア会議	住吉区

市地域自立支援協議会で検討する課題（令和5年度報告分）

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
11	障がい者施設等での 障害者虐待防止につ いて	障がい者の虐待防止に向けて、虐待防止研修の実施や、虐待防止の啓発がなされているとは言うものの、入所施設等での虐待事案がニュース報道等で後を絶たない。	根本的に障がい者虐待を無くしていく方策が必要である。	福祉局運営指導課が通報・届出窓口となり、虐待事案が発生した時には関係部局が連携し、各関係規定に基づき実態の把握から事業所の改善報告及び支援内容の改善に対する支援まで、迅速な対応を行っています。 また、障がい福祉サービス事業者等に対しては、集団指導（年1回開催）において障がい者虐待防止に関する研修を実施しており、障がい福祉サービス事業者等への実地指導においても虐待防止の取組み等について確認し、不適切な支援や運営等への指導を行っています。	引き続き、集団指導・実地指導において、障がい福祉サービス事業者等に対する障がい者虐待防止の取組みを行ってまいります。	虐待対応	都島区
12	障がい者虐待に認定さ れないケースについて	大阪市の障がい者虐待の通報件数に対して虐待認定件数がかなり少なく、養護者による虐待で、養護者と認められていない件数が非常に多い。	大阪市として虐待認定されないケースの分析をしたり、養護者の定義があいまいなため、定義を明確にする必要がある。	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」）による養護者の定義については、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう」に留まるため、各個別事案によって検討せざるを得ないものである。	「障害者虐待防止法」の趣旨・目的は、障がい者の権利利益の擁護に資することであるため、障がい者支援の観点から支援の必要性や見直しが必要な事案については、障がい者虐待の事実の有無に関わらず、各関係機関と連携しながら、適切に対応できるよう、あらゆる機会を通じて周知を図っていく。		都島区
13	虐待防止及び対応の 意識啓発について	障がい者虐待について、養護者の定義が狭く捉えることもできるなど曖昧であり、養護者等の定義に当てはまらないため認定されなかった事例が年間460件と非常に多くなっており、区や支援機関との連携にも支障をきたしている。また各区の担当も、少ない情報と時間で事実確認をして判断するため大きな負担があり、またサービス事業者や支援機関での虐待防止の視点と気づきのバックアップについても、相談支援事業所任せの面があるため、事業所・支援機関全体の虐待防止の意識向上の取組が必要となっている。	各区で虐待認定されなかった事例を市で集約し、養護者の定義について幅広く捉えられるよう、事例と合わせて市の考え方をわかりやすく示すことや、たとえ養護者虐待として認定されない事例であっても、虐待が疑われる場合は解決に至るまでの間、区や各支援機関が連携できるよう周知啓発し、対応を統一することが必要である。また虐待対応の啓発研修、事例を含めた研修会について、行政や基幹センター以外のサービス事業者や支援機関も含めて実施し、虐待対応・防止の意識とスキルを上げていくとともに、虐待ケースの見極めと判断のために、区で「虐待担当と障がい担当が連携対応する仕組み」を作ることや、受け皿確保、連携体制の整備を進めることが必要。	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」）による養護者の定義については、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう」に留まるため、各個別事案によって検討せざるを得ないものである。 障がい者虐待に関する研修については、各区保健福祉センターの担当職員向けに、初任者・中堅期・課長級と階層ごとの研修を実施するとともに、各区障がい者基幹相談支援センターの担当職員と合同で、専門職（弁護士・社会福祉士）を助言者として招き、事例検討会（中堅期研修）及び事例検証会議を実施し、担当職員のスキルアップを図っている。 また、障がい福祉サービス事業者等に対しては、集団指導（年1回開催）において障がい者虐待防止に関する研修を実施するとともに、市民・障がい福祉サービス事業者向けの障がい者虐待防止啓発講演会を実施し、広く啓発を行っている。	「障害者虐待防止法」の趣旨・目的は、障がい者の権利利益の擁護に資することであるため、障がい者支援の観点から支援の必要性や見直しが必要な事案については、障がい者虐待の事実の有無に関わらず、各関係機関と連携しながら、適切に対応できるよう、あらゆる機会を通じて周知を図っていく。 また、各区保健福祉センター及び各区障がい者基幹相談支援センターを対象とした研修並びに障がい福祉サービス事業者等への啓発については、開催方法や実施時期を都度検討しながら引き続き実施する。		住吉区

回答票（その他の課題）

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
1	児童ケース	「保育所等訪問支援」について、保育園や小学校等がこのサービスについて知らず、認識がないことで構えてしまう教育機関も多く、実際小学校から「部外者扱い」をされ、学校への出入りを拒否されるといったケースもあった。 また、登校拒否ケースも多く、学校によっては先生の迎えがあったりもするが対応に限界もあり、親も障がいを抱えているなど送迎が難しい場合など通学時支援や子育てとして使えるサービスも無く、学校も親も抱え込んでいる状況がある。	「保育所等訪問支援」においてはまだまだ認知度が低いため、区の窓口や市としてもサービス（内容や対象者の範囲、必要性について等）の周知をする・教育委員会等を通じて適切に情報提供をし理解する仕組みづくりが必要である。 学生の引きこもり支援については移動支援や家事援助等、サービスの支援範囲を拡充する・又は学校での支援体制を強化する等により重度化を防ぎ、早期対応ができる体制づくりが必要。	・学校園が適切に連携して取り組むよう、校園長研修や教員研修等を通じて関係機関の役割や機能、連携について説明している。 ・保育所等訪問支援はインクルージョン推進のための重要なサービスであり、その必要性や制度内容の周知を図るため、制度案内のちらしを作成し、こども青少年局及び教育委員会事務局と連携したうえで区役所及び保育・教育関連部署へ配付している。 ・居宅介護の家事援助については障害者総合支援法の規定に基づき実施している。また、移動支援については一人で外出することが困難な障がい者の移動を支援する制度として、本市要綱に基づき実施している。	・引き続き、学校園が適切に連携して取り組むよう、周知を行うとともに、福祉と教育の連携における取組の蓄積共有を図っていく。 ・保育所等訪問支援事業については引き続き周知に努める。 ・家事援助及び移動支援については厚生労働省の通知等に基づき適切に実施していく。	情報提供	都島
2	障がい児の就学・進学相談について	大阪市が準備する障がい児の就学相談情報は、大阪市のホームページに記載されているが、その情報を知らない障がい児の親が多く、手元に送られてくる学校選択制の案内を受け取ってから障がい児の就学相談を知ることになる。このことで時期を逃してしまい学校を選ぶことができないという不利益が生じている。	大阪市のホームページで障がい児の就学相談についての情報がアップされていることの周知と、学校案内の配布が前倒しできるよう教育委員会事務局等との調整を行うなど改善を進めていただきたい。	障がいのある子どもへの就学相談についての情報として、リーフレット「大阪市の就学相談」を作成し、ホームページへ掲載し理解啓発に努めている。また、就学・進学相談窓口である小・中学校及び義務教育学校や関係機関に配布ている。	障がいのある保護者向け就学・進学に関する講座及び障がいのある子どもの進路や就労等に関する情報提供を複数回実施するとともに、関係諸機関とも連携し、就学・進学に関する情報の周知を更に努める。		此花
3	早期発見・早期療育と同時に障がい受容をすすめていける体制づくり	乳幼児健診等を通じ、普段から保健センターの方々（保健師・心理士）にはリスク児を含む発達遅滞児に関し、療育の必要性を保護者等に話されているかと思いますが、発見時から保育園、幼稚園、児童発達支援センターでの療育に至るまで、これら療育・保育機関と保健センター、家児相が連携しながら、障がい児とその家族を支え、療育支援と障がい受容をすすめていける体制の構築が急務と考えます。	保健福祉センターと支援機関がリスク児を含む障がい児の支援体制の在り方について話し合う場を設定する必要があると考えます。	各区保健福祉センターでは、乳幼児期の発育・発達上の重要な時期の総合的な健康診査や相談事業を実施している。個別性をふまえた保健指導・栄養指導を行い、乳幼児の健康の保持増進を図るとともに、対象児とその家庭の状況に応じて必要なサービスにつながるよう支援を行っている。支援を行う際には、保育機関や療育機関、家庭児童相談室等と連携し、児および家族の支援を行っている。	・引き続き、乳幼児健診等の母子保健事業において、疾病及び障がいの早期発見および早期対応に努め、2次的な発達障がいの予防や子育て支援を行ってまいる。 ・児とその家族の日常の困りごとを把握し、切れ目ない支援を継続できるよう、引続き関係機関と連携しながら取り組んでまいる。		西淀川
4	障がい者の親なきあとについて	80-50問題で見られるように、障がい者の親が高齢、病気等でこれまで家庭内で抱え込んできたものが顕在化し、支援が急に必要となり対応に苦慮するケースが増えている。	親なきあとのために、今できることや、将来に向けてこれから必要になる手続きや準備などの情報を提供する。高齢の親世代だけでなく、障がい児をもつ若い親世代に対しても啓発する必要がある。	大阪市内にお住まいの障がいがある方とその家族の方々などのための制度や施設等を紹介した冊子を作成し、手帳取得時等必要に応じてお渡ししている。 また、本市ＨＰにおいて、大阪市内の指定障がい福祉サービス事業所（相談支援事業所含む）の一覧を掲載している。	今後とも複雑多様化する相談にも応じられるよう、相談支援体制の充実に取り組むとともに、引き続き、必要な障がい福祉サービス等の利用につながるよう、周知に努める。		阿倍野

回答票（その他の課題）

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
5	スマホのキャッシュレス（キャリア）決済に伴う金銭管理の複雑化について	昨今、スマホにチャージした額を月々のスマホ料金とまとめて支払いできるキャリア決済があります。 金銭管理に困難さを抱えている方は、こうしたキャリア決済が容易く利用できることで本人の支払い能力を超えたチャージをしてしまう例が後を絶ちません。また、支援者からすれば本人がスマホ一つで完結するため、事態を把握しづらい現状にあります。	窓口での契約者に対する一部機能制限の案内など、より一層の丁寧な説明を行うようスマホ事業者等に求めていく必要があります。	・昨今利用が増えた、クレジットや電子マネーといったキャッシュレス決済をテーマとし、その活用法や消費者トラブルを避ける注意点の講演会を開催した。 ・中学生に向けた消費者教育の若年者向け講座において、トラブル事例に加えて、契約を取り上げ、クレジットカードや現金以外の支払い方法としてキャッシュレスの種類を説明した。使用教材は各種啓発講座の案内とともにホームページにて掲載している。	消費者や消費者教育の担い手に対して、消費者センターの機能や役割について認知度を高めるとともに、関心を持たない層や真に情報を必要とする方へ情報を届けるために、多くの市民が利用する区役所や、地域の身近な学習・交流の場となる市民学習センターなど社会教育施設と連携し、消費者問題に関する啓発や、必要な情報の普及を一層推進していく。 また、地域社会においては、直接その本人に対してだけではなく、地域の見守り活動等支え合いの仕組みの中で、消費者教育に取り組んでいく。		東住吉
6	緊急時のショートステイ利用について	緊急にショートステイの利用が必要となった場合、対応可能な施設を探すのにかなりの労力・時間を要しています。	各施設の専門性や緊急時の対応が可能か否かといった情報を一覧で作成し、あらかじめ市内の相談支援機関に共有しておくなど、速やかな支援を行える仕組みづくりが求められます。	地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の一つとして、一定の要件を満たしたうえで緊急時の受け入れ対応を行う短期入所事業所を募集し、本市ホームページに登録事業所の一覧を掲載しているが、登録事業所の数は十分でなく、地域による偏りがある。	引き続き地域生活支援拠点等の機能を担う事業所を募集し、緊急対応が可能な短期入所事業所について情報提供していく。		
7	精神障がいのため入退院を繰り返す人への支援について	精神障がいの特性上、入退院を繰り返すことがあるため、入院中はグループホーム利用にかかる報酬が入らず、支援員・世話人を常時雇用している事業者の経営（運営）が不安定になっているとの声がある。	運営状況について把握・分析のうえ必要に応じて国への要望や制度の充実に向けた施策に取り組んでいただきたい。	グループホームは障がいのある方の地域生活を支える重要な社会資源であり、地域での生活を希望される方や住み慣れた地域で暮らし続けたいという方が、必要な支援を受けながら希望する地域生活を送ることができる大切な「住まいの場」として、重要な役割を担うものと考えている。 グループホームでの生活を希望する方が、一人ひとりの実情を踏まえた必要な支援が継続して受けられ、安心・安全に地域で暮らしていくことができるよう、国の動向を注視しながら、適正な制度設計について国に対して要望している。	引き続き、グループホームにおいて一人ひとりの実情を踏まえた必要な支援が継続して受けられ、安心・安全に地域で暮らしていくことができるよう、国の動向を注視するとともに、グループホームの安定した事業運営が図れるような十分な報酬設定や制度の充実、適正な制度設計について、国に対して要望していく。		此花
8	地域生活支援拠点等整備事業をすすめていくにあたり、特に緊急時の受け入れ・対応について	西淀川区には、障がい者支援施設はなく、グループホームにも空き室が少ない状況です。市において、「障がい者夜間休日等緊急時支援事業」「障がい者緊急一時保護事業」を整備され、自立支援協議会等において説明、各事業所への周知を行っておりますが、場所の確保が難しいのが現実です。障がい者だけではなく、障がい児においても保護者の病気や精神状態の悪化等、緊急を要する対応も少なくありません。	とりえず場所の確保という意味で、区内にある市営住宅の空室を貸して頂くことはできないのでしょうか？	事業者同士が連携して、障がいのある人の地域生活を支える面的整備型を基本として、地域生活支援拠点等の各機能の整備を進めている。 拠点等に登録している事業者が行う緊急時の受け入れ・対応については法定給付となるので、優先されるべきであるが、登録事業者が今後充実し定着してくるまでは、緊急時に対応できるしくみとして本市の２事業を活用いただけるよう令和元年度から整備をはじめたところ。利用実績については年３件程度となっている。	地域生活支援拠点等の機能の一部を担う障がい福祉サービス事業者等の登録を推進し、緊急時の受け入れ・対応が円滑に行われるように取り組む。 また、緊急時の支援に係る検討の流れを、改めて各区あて周知する予定。		

社会資源

回答票（その他の課題）

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
9	通学支援について	・一部の支援学校の送迎バスは、保護者の付き添いが必要とされているため、ひとり親家庭の場合、親が体調不良の時は学校を休まざるを得ないことがある。 ・疾患を持つ保護者もあり、通学支援が必要なこどもは、保護者の体調によって通学できない日がある。	・通学支援を行っている市町村もあることから、大阪市においても学びの機会を保障するために必要な体制を整備する必要がある。	・通所や通学については、「通年かつ長期にわたる外出」にあたり、障がい福祉サービスにおける重度訪問介護、同行援護及び行動援護並びに本市移動支援事業（以下「移動支援等」という。）では、サービスの対象外とされている。障がい支援課としては、障がいのある児童の通園・通学については、保護者等による対応を基本と考えているが、保護者等が疾病その他やむを得ない事情により一時的に対応が困難となる場合においては、緊急避難的な対応として、移動支援等による対応を認める取扱いとしている。 教育委員会として、障がいのある児童生徒の通学支援について、各学校の特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、重度肢体不自由等の障がいで自力通学できない児童生徒に対して、通学タクシー事業を実施している。また、大阪市内住の旧大阪市立肢体不自由特別支援学校訪問学級在籍児童生徒のスクーリングに際し、送迎が必要な児童生徒の通学確保を図るための在宅重度障がい児童生徒のスクーリングタクシー事業を実施している。	・今後も引き続き、障がいのある児童が安定して通園・通学することができるよう努めていく。 教育委員会として、引き続き、府立支援学校を所管する大阪府教育庁と連携を図りながら、障がいのある児童生徒の通学時等の安全確保等に努めていく。また、通学タクシー事業については、実態把握を行い、検証しつつ適切な運用に努めるとともに、福祉局等の関係諸機関と連携を進める。		淀川
10	2階建てコンビニでのユニバーサルデザイントイレの問題について	2階建てコンビニで階段しかない状況で、2階にユニバーサルデザイントイレがあるコンビニが増えてきており、車いすユーザーがトイレが使えなくて困っている。	2階建てコンビニで階段しかない状況で、2階にユニバーサルデザイントイレを作らせないようにする。またはEVを設置するようにさせる。	・大阪府福祉のまちづくり条例では、コンビニエンスストアは床面積200㎡以上が対象で、床面積が500㎡以上2階建ての場合はエレベーターの設置が必要であるが、床面積500㎡未満であれば設置は任意となっている。 ・本市においては大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱を制定し、床面積100㎡以上200㎡未満のコンビニエンスストアについても2階建ての場合は、事業者はエレベーターの設置に努めなければならないとしており、大阪府福祉のまちづくり条例や大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱に基づき、事業者に対して理解と協力を求めているところである。 ・2階建てコンビニで階段しかない状況で、2階にユニバーサルデザイントイレを作らせないようにするため、本市から大阪府へ働きかけを行う中、令和 5 年11月には、大阪府福祉のまちづくり条例逐条解説が改正され、条例上、エレベーター等の設置が不要の場合であっても、車椅子使用者用便房を地上階に設置すること、上下階を移動するためのエレベーターを設置することなど、利用居室や便房の配置計画の工夫等により、誰もが使いやすい施設整備を進めることが重要である、との内容が改めて示された。	・だれもが住みよいまちづくりの実現に向け、引き続き事業者に対して理解と協力を求めていく。	差別・合理的配慮	都島
11	障がい福祉サービス提供事業所による利用者にとって不利益となる行為について	標題の行為のうち、例えば差別や虐待にかかるものについては法に基づいて適切に運用されているものの、事業者の質に問題がある事象については、いわゆるグレーゾーンとして現状のままの取扱となっている可能性がある。	事業者指導に明らかに該当しない事象であっても、事業者の質の向上を図るための勉強会・研修の強化や事業者に対する助言の強化などを自立支援協議会とともに実施していただきたい。	本市では、障害者総合支援法その他関係法令に基づき、障がい福祉サービス事業所等に対して指導等を行っています。また、実地指導においては、事業者の質の向上を図るため、資質向上のための研修を年 1 回以上実施するよう指導しています。	事業者の質の向上に向けて引き続き、事業者に対して指導等を行ってまいります。		此花

回答票（その他の課題）

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
12	障がい福祉サービスを利用されている方の、本人の意向に添わないサービス利用がされる不適切支援について	区内において、本人の意向に添わないサービス利用がされていると思われる事例が見受けられる。	障がい福祉サービス事業者の認可新規申請をする際、従業者の勤務体制や勤務形態、組織体制図、平面図等の提出を求めて大阪市で書類審査を実施し認定されている。 上記に加え、障がい者がどのようくらしを送るかは、本人が決めることが前提であり、利用者の意向確認がされ、計画の見直しがされているか。 障がい者の人権について配慮する項目を追加する必要がある。 また、指定後のチェック機能の仕組みが必要と考える。	事業所の指定については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の要件を満たす適法な申請があれば指定している。 事業者指導については、実地指導においてアセスメント・モニタリング等の手続きを経て適切に利用者の意向を確認し、計画の作成・変更が行われているか等を確認し、不十分な場合には指導等を行っている。その他、集団指導においても事業者向けに周知徹底を行っている。	より適切な事業者運営となるよう引き続き、申請時及び事業者指導等において確認してまいる。	事業者指導	生野
13	定期受診のない方の診断書作成について	知的障がいの方の場合、定期的な受診をしていないケースも多いため手帳の取得(更新)や年金申請、区分申請にかかる診断書を記入してもらえる病院を探すことが困難な場合が多く見受けられる。こういった場合区役所としてどのような対応をおこなっているか、またどこまでこういった現状を把握しているのか。	かかりつけ医のいない、定期受診の無い方のケースにも対応してもらえる病院の精査ならびに断らないよう病院への働きかけが必要。	区保健福祉センターによっては、かかりつけ医のいない定期受診のない方のケースは、区医師会と連携のうえ、協力医療機関を調整している。 また、協力医療機関が高齢化により減っている実態がある。	各区の状況を集約し、協力医療機関の取扱いがないなどの場合には、区医師会との連携に向けた働きかけを行うなど、協力医療機関の確保に努めてまいる。		
14	認定結果が出るまでのサービス利用について	介護保険サービスは要介護認定が下りるまでが早いことに加え”みなし”でサービスが使えるのに、障がい支援区分は判定まで2～3か月かかる上に介護保険のようにみなしでのサービス利用が困難である。	暫定ケアプランの代替案、もしくは審査会の開催頻度を増やすことで障がい支援区分の判定にかかる時間をなるべく短くしていく体制づくりが必要である。	障がい福祉サービスについては、支給申請受理後、申請者の心身の状態や生活状況、介護者の状況、障がい福祉サービスの利用に関する意向を調査するとともに、サービス等利用計画案を踏まえ、支給決定を行うこととされている。 なお、障がい支援区分認定審査会については、開催頻度や審査件数を増やすなどし、速やかに区分の認定ができるよう努めている。	引き続き、審査会の開催頻度について検討するとともに、障がい支援区分認定調査に要する期間につきましても、調査体制の充実を図るなどして、速やかに支給決定を行えるよう努めていく。	支給決定	都島
15	障がいサービスの支給決定の遅れについて	令和4年度は認定区分の更新申請から何か月も支給決定されないケースが頻発しております。 事業者としては、更新後の認定区分がわからないからといってサービス利用に制限をかけるわけにいかないのが実情であり、また、支給決定が遅れていることに不安を抱く利用者への説明も現場の大きな負担となっています。	支給決定の遅れが生じないよう改善策を講じてください。	本市においては、障がい福祉サービスの利用に係る相談受付時や申請受付時等に、支給決定手続きについて申請者等に対し十分に説明するとともに、申請者の方の負担軽減や手続きに要する期間の短縮等のためにも申請受付時にサービス等利用計画案に係る計画相談支援の利用意向調査を行うこととしている。 また、速やかに障がい支援区分の認定を行うため、認定審査会の開催回数や審査件数を増やすなど、見直しを進めている。	引き続き、審査会の開催頻度について検討するとともに、障がい支援区分認定調査に要する期間につきましても、調査体制の充実を図るなどして、速やかに支給決定を行えるよう努めていく。		東住吉
16	補装具・日常生活用具給付について	身体障がい者の中でも「内部障がい」で手帳を取得されている方の場合、補装具（車いす）などの福祉用具を購入する際の助成対象にならない場合があるため、日常の生活に支障・制限が生まれてしまっている。	福祉用具の対象拡充と給付基準の見直し	・補装具は、失われた身体機能を補完、又は代替し、かつ継続して使用するための用具であり、障がいの状況により要否を判定し、国の基準に基づき支給している。 ・補装具（車いす）について、「内部障がい」で手帳を取得されている方の場合は、歩行が困難な方が支給対象となっている。 ・日常生活用具は、国が定める要領や告示に基づき給付している。日常生活用具の給付要件等について、様々なニーズがあるため、区役所に寄せられた要望や、他都市調査、有識者からの意見を聴取し、障がいのある方の日常生活上の便宜が図れるよう検討し、適宜見直しを行っている。	・補装具費の支給について、引き続き、障がいの状況により要否を判定し、国基準に基づき支給する。 ・日常生活用具について、引き続き、国の要領や告示に基づき給付する。支給要件等について、区役所に寄せられた要望や、他都市調査、有識者からの意見を聴取し、障がいのある方の日常生活上の便宜が図れるよう検討していく。		都島

回答票（その他の課題）

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
17	移動支援について	・外出支援は外出先での事故などのリスクが高く、また天候などの事情によりに急なキャンセルも多いが報酬単価が低い。そのため移動支援のみのサービス提供では採算が取りにくく、必要な資格を取得するメリットも乏しい。 ・ヘルパーとの1対1による支援よりも、集団での支援を希望される利用者もいる。 ・利用に慣れるまで家族が付き添うこともある。 ・移動支援の対象要件について、身体障がい者では全身性障がいかつ身体障がい者手帳 1 級の要件が必要であり、中度以下の身体障がい者の外出支援がなく、余暇活動や社会活動の機会が限られている。 ・入所施設で移動支援が認められているのは全身性障がい者のみである。これに該当しない障害者の外出支援が施設職員による対応に任されることから人員配置等の理由により対応困難な現状がある。	・外出支援のリスクと課題を把握し、他の市町村と比較した上でサービスの提供が継続できるよう報酬単価の見直しや対象要件を緩和する必要がある。 ・初任者研修の内容に精神・身体・知的・難病の外出支援を含めるよう見直しが必要である。 ・余暇の充実を図るようグループ支援型の移動支援の提供など柔軟な対応、入所施設の全身性障がい者以外の方の利用についての検討が必要である。	・本市移動支援事業における単価は、令和 3 年に改定を行い、30分あたり95単位（950 円）、1 時間あたり190単位（1,900円）とした。 ・介護職員初任者研修のカリキュラムは厚生労働省が定め、都道府県が実施している。 ・本市移動支援事業における対象者は、施設入所中の全身性障がい者又は重度訪問介護の対象とならない全身性障がい児・者及び移動が困難な知的障がい児・者並びに精神障がい児・者としている。 ・本市移動支援事業ではグループ支援は行っていない。	今後も安定的に事業を実施するため、ただちに単価を改定することは困難な状況であるが、移動支援を必要とする方に支援が行きわたるよう、移動支援事業を個別給付とすること等について他の指定都市等とも連携しながら引き続き国に働きかけていく。	制度内容	淀川
18	身体障がい者で移動支援サービスが利用できないケースについて	大阪市の移動支援サービスが真に必要な身体障がい者にとって利用できないケースがある。（例えば片麻痺で車いすを使うが、移動支援の対象とはならず自走するには限界があり、外出支援が必要でも支援が受けられない状況がある。）	大阪市の身体障がい者の移動支援サービス利用者の対象条件を見直す必要がある。	本市移動支援事業における身体障がい者の対象者要件は、施設入所している全身性身体障がい者か、重度訪問介護等の受給者とならない全身性身体障がい者（児）としている。この全身性障がいとは、両上肢及び両下肢又は体幹のいずれにも重度（１・２級）の障がい有する肢体不自由の１級の方としております。またこれに準じる方として、上肢（１肢以上１・２級）及び両下肢又は体幹のいずれにも重度（１・２級）の方で外出に支援を要する方を対象としている。	今後も安定的に事業を実施するため、ただちに対象者を拡大することは困難な状況であるが、移動支援を必要とする方に支援が行きわたるよう検討することとあわせて、移動支援事業を個別給付とすること等について他の指定都市等とも連携しながら引き続き国に働きかけていく。		都島
19	医療的ケアが必要な障がい者の通所支援について	医療的ケア及び医療行為を必要とする障がい者の受け入れを可能とする事業所が不足していることにより、日中活動及び訓練の機会が制限されている。 特に18歳以上の障がい者においては受け入れが可能な事業所はさらに減少する。 また、生活介護・短期入所・就労支援サービス等への通所において送迎時における医療的ケア・医療行為に対応できる職員が配置できないという理由で利用を断られるケースも珍しくはなく、家族対応に委ねられることも多い。 本人・家族・事業所からも看護師同伴が可能な送迎サービスがあればというニーズが確認できている。	・障がい児が利用できる医療的ケア通学支援事業で補償されている支援と同等のサービスを、福祉サービス事業所への送迎時でも利用できるような仕組みを創設していただきたい ・また、就業時に利用できる重度障がい者就業支援事業のように通所系サービスにおいてもヘルパーが利用できるような仕組みを創設していただきたい。	・障がい福祉サービスにおける通所系サービスにおいては、事業所が送迎支援を行う場合、送迎加算により評価されることとなっている。	・障がい福祉サービス事業所等に通所する方が必要とする送迎の支援について、当該通所先事業所が必要な支援体制を確保できるよう、報酬単価及び障がい福祉従業者の処遇の改善に向けて、引き続き国・大阪府に対し働きかけてまいりる。		淀川
20	計画相談支援について	・セルフプランから計画相談支援への移行時、更新月やサービス変更時等でないとサービス等利用計画を立てることができない制限がある。 ・ハラスメント行為が目立つ場合、二人体制で訪問が必要なケースもある。	・計画相談支援を導入（サービス等利用計画を作成）する条件を緩和する必要がある。 ・二人での訪問が必要な場合は加算を設けるなどの改善が必要である。	計画相談支援の実施に当たっては、様々な課題があることを認識しているところであるが、法定給付であることから、関係法令に則って実施している。	計画相談支援の制度や報酬体系がより効果的な支援につながるものとなるよう、必要に応じて、その改善を国に働きかけていく。		淀川

回答票（その他の課題）

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
21	ショートステイおよび緊急時の受け入れ先について	・ショートステイの地域偏在のため、他市かつ遠方のショートステイを利用せざるを得ない場合が少なくない。 ・加えて緊急対応を要するケースを受け入れるショートステイは非常に限られている。	・ショートステイの地域偏在を解消する必要がある。 ・ショートステイに限定せず緊急時の受け入れ先を拡充する必要がある。	事業を利用する方のニーズに対して必要かつ十分な支援を行うことができるようサービス提供基盤の充実を図ることは重要な課題であると考え、安定した事業運営に向けた適正な報酬単価の設定等について国に働きかけている。 また、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として、一定の要件を満たしたうえで緊急時の受け入れ対応を行う指定障がい福祉サービス等事業所を募集し、本市ホームページに登録事業所の一覧を掲載しているが、登録事業所の数は十分でなく、地域による偏りがある。	引き続き、当該事業の安定した事業運営に向けた適正な報酬単価の設定等について国に働きかける。 また、引き続き地域生活支援拠点等の機能を担う指定障害福祉サービス等事業所を募集し、緊急対応が可能な事業所について情報提供していく。		淀川
22	居宅における、ガイドヘルパーによる、代筆・代読の支援	視覚障がい者は同行援護制度によって、主体的な社会参加ができるようになりましたが、同制度は、外出における支援として、居宅内における代筆・代読サービスを除外しています。郵便物、回覧板、薬や家電製品の説明書、お子さんのいる家庭は学校等からの便り等々、社会生活を送る上での必要な情報が適切に得られないで困っています。	厚労省では、視覚障がい者に対する日常生活の代筆・代読は必要な事業として、障害者総合支援法の地域生活支援事業における意思疎通支援を位置づけています。現在、同事業として、手話通訳や要約筆記者の派遣は行われていますが、居宅内における代筆・代読についてガイドヘルパーを派遣できる事業にも拡充していただきたい。	代筆・代読サービスに係る当事者からのヒアリングを実施した。	聴取した困りごとの内容について整理し、多方面から検討する。		旭
23	母子支援施設入所者の障がいサービスの制限について	母子支援施設に入所している母子のうち半数ぐらいは母と子のいずれか、または両方ともが何らかの障がいがあるケースが増えている。障がいが理由で家事ができない、部屋が整理されていない、育児が十分にできないという家庭も見受けられ、施設の母子支援員だけでは、毎日個別に対応することが難しいため、児の生活環境の悪化につながっているケースがある。	個別の対応（居宅介護、移動支援、生活介護など）が必要な母子に対する制度利用制限の緩和。または、上記母子へのボランティア等の対応で生活環境を整える。	母子生活支援施設入所者の障がい福祉サービス利用については、厚生労働省通知「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」において示されており、障がい児通所支援、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型の利用が認められているところである。令和４年度には、当該通知が改正され、入所児童についても新たに就労移行支援、就労継続支援A型及びB型の利用が可能となった。 母子支援員については、定員20世帯以上の場合は３人の配置が必要であるところ、定員数による違いはあるものの現在４施設とも母子支援員は４名以上を配置して支援していたっている。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護、生活介護及び本市移動支援事業については、居宅において生活する障がい者等について、必要な日常生活上の支援を提供するものとなっており、障がい支援課では、母子生活支援施設に入所する障がいのある方が退所後、地域で安定した生活を送ることができるよう、必要な支援が提供されるよう引き続き努める。 区役所において左記の課題の認識を持たれていることについて、関係施設へ共有を図ってまいる。		阿倍野
24	放課後等デイサービスの原則日数を越えて支給決定する際のセルフプラン者の取り扱いについて	放課後等デイサービスの原則日数を越えて支給決定する際は、セルフプラン利用者への支給決定は認められておらず、障害児相談支援をつける必要性がある。しかし、事業所不足が深刻である中、早期につけられないこともあり、結果必要な支援を制限される仕組みとなっている。	セルフプラン利用者が早期に対応が必要な場合等、障害児相談支援をつけることが困難な場合は、事情を把握して区で支給決定の判断ができるようにする必要がある。	障がい児通所給付の決定に際しては、障がい児本人の最善の利益を図り、その健全な発達のために必要な支援を適切に提供する観点から、必要な支給量について適切に判断し決定している。原則日数を超えての決定を行う場合には、障がい児の保護者から十分に状況を聞き取った上で、障がい児相談支援事業所が作成した障がい児支援利用計画（案）をふまえ必要性の判断を行っている。	新規申請時から障がい児相談支援の必要性を説明し、利用につながるよう引き続き周知に努める。		住吉

回答票（その他の課題）

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
25	放課後等デイサービス事業者による小中学校への送迎について	小中学校の児童・生徒が放課後等デイサービスを利用する際、子どもの安全性に配慮し、事業者による車での送迎が行われているケースが多くあります。しかし、学校の敷地内には駐停車できず、周辺道路は駐車禁止であるため、多くの送迎車は周辺道路に一時停車あるいは周回しており、そのことに地域住民からは苦情が寄せられています。	各小中学校において統一的なルールを定めることは困難だと思いますが、解決に向け、学校ごとに送迎事業所との話し合いの場を設けるなど、可能な限りの配慮を求めます。	障がいのある児童が授業終了後に放課後等デイサービスを利用する際に、事業所の車による送迎を利用して通所する場合もある。送迎時に学校や地域とのトラブルが生じることを防ぐために、放課後等デイサービスの送迎に係る対応事例の事務連絡を大阪府が作成しており、本市内の事業所へも周知している。	大阪府と連携し、引き続き必要な情報提供等を行っていく。		東住吉
26	地域生活支援拠点等の整備について	地域生活支援拠点について事業者登録など制度上は一定の整備がされているものの、本市全体として活用が浸透しているとは言い難い。	同事業のメリットや各都市の好事例などを情報収集し、より活用しやすい手引きとともに各区・事業者にフィードバックしていただきたい。	地域生活支援拠点等については面的整備を進めることとし、本市の事業・仕組に加え、指定障がい福祉サービス事業者等の協力を得る仕組みを構築している。	令和 6 年 4 月より地域生活支援拠点等整備要綱を一部改正し、拠点等の機能の一部を担う障がい福祉サービス事業者等の登録が促進されるようにするとともに、各区・事業者にわかりやすい形で周知を予定。	地域生活支援拠点等	此花
27	不登校やひきこもりの支援について	・不登校やひきこもりの方が利用できる居場所が少なく、居場所があっても有料の場合が多い。また、カウンセリングを行っている医療機関もあるが、保険適用ができない。 ・高校中退者においては、児童発達支援は利用はできるが、放課後等デイサービスでは対象外となる。	・不登校やひきこもりの方が気軽に利用でき、且つ安心できる居場所が必要であり、利用料金に対して減免できるような体制づくりや公的な支援が必要である。 ・高校中退者が、放課後等デイサービスの利用を選択できたり、事業所等が家庭への訪問による支援ができる体制が必要である。	放課後等デイサービスの利用対象者は、児童福祉法において「学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児」と定められており、高校を中退し学校に就学していない児童の場合、放課後等デイサービスの対象児童とならない。また、放課後等デイサービス等の障がい児通所給付は事業所へ通所しサービスを利用することを基本としており、重度の障がいのため外出することが著しく困難な場合に利用する居宅訪問型児童発達支援を除き、訪問による支援の形態をとっていない。 ひきこもり当事者の居場所については、NPO法人等民間支援機関や社会福祉協議会等個々のニーズに応じた支援機関の情報を提供している。こころの健康センターにおいては家族の居場所として家族教室及び交流会を実施している。	引き続き国の動向を注視しつつ、必要な要望等を行っていく。 引き続き相談者のニーズの把握に努め、NPO法人等民間支援機関も含め、広く連携を図り、居場所の実施状況等情報の精査及び整理を行う。	見守り支援	淀川
				・不登校児童生徒が自分のペースでゆったりと過ごすことができる教育支援センターを市内 3 か所に設置している。 ・学校内に安心して過ごせるスペース（校内教育支援センター）の設置を推進している。 ・令和 6 年 4 月に学びの多様化学校（心和中学校：不登校特例校）を開校する。	今後も引き続き、不登校が生じないような魅力ある学校づくりや、専門機関等との連携、ICTの活用等、不登校の未然防止、早期支援に努めるとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実に努めていく。		

回答票（その他の課題）

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
28	自然災害時の障がい者の避難等について	地震や水害など毎年大きな被害が発生しており、市では障がい者の避難行動要支援者の個別避難計画づくりも始まっているが、避難行動要支援者と地域の支援者の顔合わせが出来ておらず、災害時に困ることが想像される。また、法改正により福祉避難所に直接避難できるようになったが、その仕組みづくりがされていないため、直接避難できない。また学校等の避難所に障がい特性に応じた環境整備が進んでいない。	個別避難計画づくりには福祉専門職も入り、また障がい者も参加できる地域の防災訓練の仕組みづくりが必要。そして福祉避難所に障がい者が直接非難に行ける仕組みを作る必要がある。	個別避難計画については、各区がそれぞれの地域の実情に応じて優先度の高い方から作成に取り組んでいる。 自主防災組織など地域の方々と連携し災害時避難所の開設訓練や当事者の方々にも参加いただき福祉避難所への移送訓練等の防災訓練に努めている。 福祉避難所への避難については、当該施設の安全確認、受入人数の調整等、受入態勢が整い次第開設することとしており、開設前に避難することで混乱を招く恐れが想定されることから災害時避難所へ避難していただくこととしている。（下線部のみ回答）	引き続き、訓練等の充実に取り組んで参ります。また、福祉避難所への直接避難については検討してまいる。	防災	都島
29	災害発生時に区が立ち上げる対策本部への参画	障がい者基幹相談支援センターは、災害発生時、自立支援協議会や地域の皆様とのネットワークを通じて、区内障がい児者やその家族等の安否確認等を行う必要があると考えてます。	避難所での様子、状況によっては施設への収容等のコーディネート を区とともに進めていかなければならないと考えています。	避難行動要支援者の安否確認については、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」において、区本部は自主防災組織の協力を得て、避難行動要支援者の避難状況を確認し、安否が未確認の場合は、自主防災組織に安否確認を依頼し、必要に応じて救出・救護、避難誘導等を行うこととしている。 また、避難所の実態把握についても、同計画において、区本部は自主防災組織の協力を得て、避難行動要支援者の避難にかかる実態等を的確に把握し、市本部（避難行動要支援者支援班及び福祉部、健康部、こども青少年部）は調査結果のとりまとめと支援策の検討を行うこととしている。	各区の取組状況の共有や支援ツールの提供など、地域の実情に応じた取組を各区において進められるよう、福祉と防災とで連携して取り組んでまいる。		西淀川
30	コロナ禍における災害に強いまちづくりについて	コロナ禍で、地域のイベントや防災活動が極端に少なくなった。この3年外出に制限がかかったことで、障がい当事者がまちへ出て、人とつながる機会も激減してしまった。	障がい者が再びまちへ出て、人とつながり、誰もが安心して暮らせるまちづくりを考えると、当事者のニーズを聴きながらまちづくりに反映する必要がある。防災に関してマップやアプリの作成・避難所運営など、企画段階から様々な障がい者が参画する仕組みが必要である。	避難所運営につきましては、自主防災組織など地域の方々と連携し災害時避難所の開設訓練や当事者の方々にも参加いただき福祉避難所への移送訓練等の防災訓練に努めている。	引き続き、訓練等の充実に取り組んでまいる。		住之江
31	役所の窓口の対応、人事異動の課題	サービス内容の説明や利用までの流れ、計画相談支援の説明など、特に人事異動があったりすると、利用者が区窓口に来られた際に詳細説明や適切な情報提供があまりされず、計画相談の利用を諦めたり、よくわからないままに申請され、後に利用者も相談支援事業所も困惑するというケースも多く見られる。	区役所内部での研修の実施や強化、担当者の人事異動等で、年度により担当が変わった場合でも十分な引き継ぎができる体制づくりが必要。	人事異動等で担当替えとなった場合でも、障がい者福祉にかかる制度やサービス内容等について、市民の方からの問い合わせに適切に対応できるようにするため、毎年適切な時期に、各区障がい者福祉担当職員への研修を実施している。	障がい者福祉の基本的な内容も含め、多種多様なサービスについての内容や手順に関する研修を、引き続き、各区障がい者福祉担当職員に対し実施していく。		都島
32	講師の費用捻出について	・地域自立支援協議会のなかで研修を積極的に取り組みたいが、予算等の条件に合う講師を探すことに時間と労力がかかっている。	・適切な研修を企画または受講できるよう講師費用の見直しが必要と考える。	地域の様々な問題等を検証するため各区地域自立支援協議会を開催できるよう協議会を運営するための予算を確保している。	引き続き各区の実情に応じた適正な予算確保に努める。		淀川

回答票（その他の課題）

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
33	障がい者基幹相談支援センターの体制強化について	区内において、相談件数、相談人数ともに増加しており、緊急対応事例や困難事例の相談も増加している。特に、困難事例については、専門的な知識を要することから、対応時間・人数共に要しており、対応に苦慮している。 （相談受付数：月平均258件）	各区の障がい者数の推移等、障がい者基幹相談支援センターの相談対象者数の実態及び緊急対応事例や困難事例数等も把握し、それに応じた職員を配置できる体制づくりが必要である。 また、市が実施する研修を拡充し、障がい者基幹相談センターの職員全体のレベルアップを図る。	障がい者基幹相談支援センターの運営については、3年毎の長期継続契約にて業務委託しているが、適切に業務が実施できる体制となるよう、見直しを行っている。 障がい者相談支援調整事業において、障がい者相談支援事業に関し、専門的研修など集約的な実施が効果的な業務を行うことで区基幹相談支援センターを含む相談支援専門員のスキルアップを図っている。	障がい者基幹相談支援センターの運営について、次期契約に向けては、令和6年4月障害者総合支援法の改正に伴い、新たに取り組む業務と、想定相談件数に適切に対応できるよう、また、より質の高い人材確保の観点から基幹相談支援センターの体制強化を実施する。 また、障がい者相談支援調整事業についても引き続き実施する。	その他	生野
34	事業所数の増加に伴う、連携づくり強化について	区内でも福祉事業所数の増加に対して、協議会へのよびかけが難しくなっている	協議会事務局を設置し、対応しているが職員専任体制の強化が必要である	市自立支援協議部会において、各区地域自立支援協議会における活動報告についてとりまとめ報告している。	今後、市自立支援協議部会において効率的な協議会運営に関するご意見等をいただいた場合には、各区に連携してまいる。		城東
35	区役所と相談支援事業所との連携について	障がい者の課題は複雑・多様化している。貧困家庭も多く、区の生活支援課と連携するケースが増加しているが、区担当者の制度の理解不足や信頼関係の構築が難しい。	区の担当者が短い期間で交代してしまい、引き継ぎが十分ではないケースもある。生活支援課であっても基礎的な制度理解を行い、相談機能を果たしつつ権利擁護に関する理解を深め、利用者との信頼関係を構築する施策が必要である。	生活保護担当新任職員に対し、年度当初に生活保護制度だけでなく、実務に関連する基礎的な内容の研修を実施している。また、被保護者の抱える課題が複雑・多様化していることから、適切な指導援助を行うため年間を通じて高齢、障がい、児童の分野等の外部講師による専門研修を実施している。	今後も他法他施策の活用や、関係部署との連携、相談援助に効果的な研修テーマの設定等を検討し、研修を実施する。		住之江
36	区役所の人員体制の強化、業務改善について	障がい福祉業務ではそれぞれの障がい特性や複雑多岐に渡るサービスに関する知識やスキルが求められるため、2～3年で異動となる区の職員体制ではそもそも無理がある。また近年では、各区ともに職員の削減、業務の増加があることから、支給決定業務等での対応が、以前に比べて明らかに追いつかず、職員が疲弊する状況も見受けられる。	市民サービスの低下は防ぐべき最優先課題であり、特に障がい福祉サービスでは障がい特性や各種施策の理解に基づいて、個々の障がい者への対応が十分にできる仕組みや職員体制の強化、業務の簡素化ができるツールの導入等を検討することが必要である。また以前のように、障がい福祉業務に長く携わるベテラン職員を固定配置するような人事も改めて検討すべきである。	人事異動等で担当替えとなった場合でも、障がい者福祉にかかる制度やサービス内容等について、市民の方からの問い合わせに適切に対応できるようにするため、毎年適切な時期に、各区障がい者福祉担当職員への研修を実施している。	障がい者福祉の基本的な内容も含め、多種多様なサービスについての内容や手順に関する研修を、引き続き、各区障がい者福祉担当職員に対し実施していく。		住吉
37	「昨年度までに報告した課題」について	以前より「昨年度までに報告した課題については記載不要」とされているが、今まで各区から報告された課題は解決もしくは解決に向けて何か前進したとは言えず、殆どの課題がそのまま残っている。解決されていない課題については、「昨年と同じ課題は報告しない」ように言うべきではないと思うがいかがか。	各区から報告されている課題は、いずれも区内で問題となっている切実な課題と受け止め、解決に向けた方策、あるいは少なくとも解決に向けた道筋や見通しを示し、毎年その進捗状況を明らかにする必要がある。どうしても解決困難な課題については、その理由も明らかにして議論すべきである。 解決していない課題については、同じ内容であっても引き続き報告できるようにするとともに、その課題によって新たな課題が生じているのであれば、そのことも付記するよう周知すること。	昨年度に各区から報告のあった課題のうち、市地域自立支援協議会で検討すべき課題については、その優先順位を定め、市地域自立支援協議会ワーキング会議等において、その課題解決に向けて検討を進めている。また、その他の課題については、本市施策の検討において活用されるよう、関係部局に情報提供している。	各区から報告のあった課題は、市地域自立支援協議会に諮って検討しているところであり、今年度も引き続き行う予定である。なお、各課題に関しては、事前に各地域において取り組む課題との整理が図られたうえで報告されたものである。		住吉

回答票（その他の課題）

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
38	犬・猫の多頭飼育による飼育崩壊の未然防止について	ペットの適正な飼育がなされず、多頭飼育・飼育崩壊に至る事例が散見されます。障がいのある方が多頭飼育に追われ、自身の生活さえ危ぶまれるケースも珍しくありません。 こうした背景には、望まない繁殖を防ぐ手立て（不妊去勢手術）を講じられない、あるいは、その必要性を理解できていない飼い主の存在があります。	飼育崩壊に陥らないよう、不妊去勢手術費用の捻出が困難な方には、たとえ飼い犬、飼い猫であっても費用の一部を補助するなど、行政による積極的な介入、未然防止策を講じるとともに、適正飼育への理解を促す啓発・指導を継続していく必要があります。	本市では、飼い猫の多頭飼育崩壊が例年発生しており、その対策が課題となっています。 多頭飼育崩壊を防止するには、繁殖制限措置が最も重要であり、猫の飼い主に対する啓発指導を行っていますが、その最も有効な手段である不妊・去勢手術については、経済状況等により実施できない飼い主が一定存在していることから、令和 5 年度下半期に「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」を試行実施することとし、事業実施にかかる要綱等を制定したところです。	今後、HP等で事業の周知を行い、試行実施を開始します。 なお、今年度及び来年度は試行実施の期間とし、事業の検証を行いながら制度を見直し、令和 7 年度から本格実施する予定です。		東住吉
39	各区地域自立支援協議会の事務局を担う障がい者基幹相談支援センターと保健福祉センターの体制強化について	平野区では575か所の事業所（350の運営法人）の福祉サービス事業所が活動しています。当事者の方のためにもそれだけの事業所を取りまとめ連携を図る必要がありますが、基幹相談支援センターは後方支援と一般の相談の増加、保健福祉センターは支給決定業務増加に追われ、人員不足から自主的、自発的な運営に無理が生じています。 （例えば平野区ではのべ250名の民生委員・児童委員、主任児童委員が活動しており担当が配置されている。地域自立支援協議会にも事業所数やサービス申請の増大に伴った人員配置が急務である。）	各区の障がい者数の推移等、障がい者基幹相談支援センターの相談対象者数の実態を把握し、それに応じた職員を配置できる体制づくりと、一つの目安として民生委員・児童委員の数よりも事業所の数が上回る区には地域自立支援協議会担当職員を配置できる体制づくりが必要である。	市自立支援協議部会において、各区地域自立支援協議会における活動報告についてとりまとめ報告している。	今後、市自立支援協議部会において効率的な協議会運営に関するご意見等をいただいた場合には、各区に連携してまいる。		平野

市地域自立支援協議会で検討する課題（令和4年度報告分）

別紙3－6

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
4-1	相談支援員専門員の拡充について	全体的に相談支援業務に従事する相談支援専門員が不足している。特に障がい児相談支援事業所が少ない。障がい児給付の受給者が増加している中で、児童だけでなく家族全体への支援を要するケースもあるが、相談員の不足によりセルフプランにせざるをえない場合がある。また、初任者研修を受け、実際に配置されていても、実質兼務の関係等で人が足らず相談支援をやっていない事業所もあり、ニーズは高くても実情としては活かされていない。	相談支援専門員の増員、養成が必要。初任者研修など多くの人が受講しているにもかかわらず、従事する人材が増えていないため、根本的に計画相談支援事業に対する報酬の増額、基準の要件緩和等、計画相談支援、障がい児相談支援に対する報酬体系の見直し、処遇改善が必要である。	相談支援事業所や相談支援専門員は一定程度増加しているものの、増大するニーズに対して十分とは言えない状況が続いているため、市地域自立支援協議会における検討を重ねつつ、「相談支援体制の充実」に向けた取組を実施してきた。	令和6年度報酬改定において相談支援に関する報酬の改善が図られたところであり、その効果を注視しつつ、相談支援事業所の増加につながるよう引き続き取組を進めるとともに、既存の相談支援事業所の安定的運営、支援力強化のため、一人事業所への配慮も含めて、相談支援体制の充実に向けた取組を強めていく。	相談支援体制	阿倍野区
4-2	ケアマネジャーのスキルアップについて	障がい者は、65歳を契機にサービスを介護保険制度移行しなければならない。そのため、サービスの質・量が変化しないようケアマネジャーは障がい者に寄り添った支援をする必要がある。また、障がい福祉サービス利用者のうち、計画相談支援の利用率が約50％で、さらに障がい者の高齢化が進行しているため、ケアマネジャーは、今後さらに障がいに関する支援が増大する。	・障がい制度に関する理解を深めることができるよう、ケアマネジャーに「障がい制度に関する研修会」「介護保険制度に移行するためのガイドライン研修会」を開催している。 ・障がい支援相談員、医療機関、ケアマネジャーが一堂に会し、「事例検討会」を開催し、顔の見える関係作りの構築のための一助とする。 ・介護保険にスムーズに移行するために、65歳到達までになるべく多くの障がい者が計画相談支援を利用できるようにする必要がある。	・本市においては、これまで障がい福祉サービスを利用されてきた方が、65歳到達等により、介護保険サービスに移行する場合には、円滑なサービス利用となるよう、計画相談支援事業所の相談支援専門員と介護保険のケアマネジャーとが支援に必要な情報を共有するなど両者が連携していくことが重要と考えている。 ・各区の担当では、本人や相談支援専門員、ケアマネジャーと連携することにより、本人の心身の状況等を考慮したサービス提供が行えるよう努めており、介護保険の対象となった障がい者であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険サービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう各区において支給決定を行っているところである。 ・平成30年度からは共生型サービスも創設されたところではあるが、障がい福祉サービスを利用されている方が、介護保険サービスを受けられる際には、ケアマネジャーは、介護ニーズのみならず、個々の障がい特性に応じたきめ細かなアセスメントを行い、心身の状況、その置かれている環境等に応じ、本人の選択に基づいた適切なサービスが過不足なく提供されるよう、配慮してケアプランの作成を行う必要がある。 ・介護事業所等に対する集団指導において、周知を行い、障がい者の介護保険サービスの利用について、誤解を招くことがないように指導を行っている。	・今後も継続して、障がい福祉と介護保険との適用関係、共生型サービス、その他様々な障がい者施策について、集団指導などの中で、研修資料を用いて、計画相談支援事業所の相談支援専門員及びケアマネジャーをはじめとする介護保険事業所への周知を進めていく。 ・今後も引き続き、集団指導において、周知を行い、あらゆる機会をとらまえて、障がい者の介護保険サービスの利用について、指導を行っていく。	関係機関との連携	旭区
4-3	高齢障がい者の受け入れや対応について	障がい者の高齢化が進み、認知症や筋力の低下など、高齢化に伴うリスクが増えている現状で、介護保険事業所との連携が喫緊の課題になってきている。介護保険事業者の障がい理解や、障がい事業者の高齢化支援への経験不足など、お互いが補完し連携する必要があると高まっている。これから重度化高齢化課題は増加することが予想される。	障がい者の高齢化課題においては、介護保険事業者と障がい福祉事業者の相互連携と理解が必須であり、これからも高齢障がい者の支援は増加することが想定されるため、相互理解を進めるための研修やケース検討など、大阪市社会福祉研修情報センター等を利用して定期的実施していく。	介護事業所等に対する集団指導において、「障がいのある方の介護保険利用について」により、介護保険優先原則について、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を利用者に与えることのないように指導を行っている。	今後も継続して、介護事業所・障がい福祉サービス等事業所に対する集団指導において、周知を行い、障がい者の介護保険サービスの利用について、誤解を招くことがないように指導を行っていく。		住吉区

市地域自立支援協議会で検討する課題（令和４年度報告分）

別紙 3-6

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
4-4	福祉と教育の連携	旭区では、自立支援協議会こども部会において、教育と福祉の連携に取り組んでいるが、教育現場（小中学校）と福祉サービス事業所とが連携をする仕組みがないため、学校、福祉サービスがそれぞれの場で、それぞれのやり方で、子どものサポートを行っている。そのような現状では、不登校児の支援について、学校だけでの対応に限界があり、初期段階での支援もスピーディに行うことが難しい。一方で、不登校児の居場所になっている放デイも少なくはない現状がある。	学校と福祉サービス事業所での不登校児童生徒の現状の把握を行うためにアンケート調査を実施する。その上で、困難を抱えている子どもと家庭を支援するための教育と福祉と医療のネットワークを構築し、ケースの状況に応じて迅速に関係者が情報共有を行い、連携協力しあえる環境を整える。また、必要に応じて、初期段階での直接的な不登校支援にも取り組む。	福祉と教育の連携については、各区地域自立支援協議会において地域の実情に合わせて連携をいただいているほか、大阪市障がい者施策推進協議会や大阪市医療的ケア児の支援に関する検討会議等、さまざまな場面で連携を図っている。 また、個別のケースについては、各学校園、障がい児支援事業所等の関係機関において適宜連携を図っていただいているところである。 なお、放課後等デイサービスをはじめ、障がい児通所支援の在り方については、国においても、これまで在り方に関する検討会議や令和 6 年度報酬改定に向けた検討において、継続的に議論されている。	福祉局としても、国における議論や報酬改定等の内容を踏まえ、関係部局と連携を図っていく。	関係機関との連携	旭区
4-5	支援困難ケースの対応について	複合的課題を抱えているケースにおいて、疑問や対応方法などについて、支援者が身近に相談できる体制がなかなか整っていないため、解決につながらないこともある。また、利用者やその家族などからの過度な期待や要求、ハラスメント行為等による相談員の負担も大きく、支援が困難となるケースも見受けられる。	区基幹相談支援センターだけでなく、専門家による助言等の相談支援専門員のフォローアップを行う。	困難事例等への対応のため、区障がい者基幹相談支援センターからの要請に応じて、専門的知見を有する者（スーパーバイザー）を派遣する体制を確保している。	区障がい者基幹相談支援センターが困難事例等への対応や指定相談支援事業所の後方支援を行うにあたり、専門的見地からの助言等を必要とする際には、スーパーバイザーの派遣を円滑に利用できるよう引き続き事業の周知に努めるとともに、各区の協議会等において実践されている相談支援体制の充実に資する取り組みの情報共有をすすめる。		都島区
4-6	障がい者単独の課題に対するケア会議の開催について	障がい福祉においては法定会議がない。	障がい者単独ケア会議に当事者の同意がなくとも、必要な個人情報共有と守秘義務を課す規定が必要である。	複雑・多様化した課題を抱える世帯や、セルフネグレクトの状態にある方などである場合は、とりわけ地域の関係機関等が連携して支援することが重要であると考えている。しかし、障害者総合支援法に基づく協議会は、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備を協議する場とされ、個別の事例の検討の場として位置づけられていなかった。	令和 6 年 4 月 1 日の改正障害者総合支援法施行において、協議会での障がいのある方の個々の事例の情報共有や協議会の参加者に対する守秘義務等が規定されたところであり、この仕組みを活用して個別課題の解決、地域の課題抽出につながるよう取組を進める。また、引き続き国の動向を注視しながら、今後のより効果的な運用について検討する。	ケア会議	生野区

市地域自立支援協議会で検討する課題（令和3年度報告分）

別紙3－6

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
3-1	重度障がい者等の支援の受け皿について	8050を中心に複合的なケース、虐待ケースが増加しており、特に環境によって自傷他害を含む行動障害を伴うケースの場合、グループホームやショートステイでの受け入れが難しく、ハイリスクの状態のままで在宅支援を継続せざるを得ず、権利侵害の状況が長期化したり、目途の立たない施設入所を検討するほかない状況にあるケースも発生している。	・各区の受け皿が困難となっているケースの実態や内容の把握を行い、共通課題を洗い出していく必要がある。 ・市全体で、新規、または既存のグループホーム事業所への障害研修を実施、その中で重度障害者の受け皿不足の課題を共有や、行動障害等のある当事者支援についてのSV派遣の紹介や啓発、受け皿の補助などについて積極的に働きかける。	・医療的ケアを必要とする障がい者、強度行動障がい者、高齢重度障がい者等、重度の障がい者に対する支援を十分に行えるよう、サービス提供基盤の充実を図ることは重要な課題であると考え、重度障がい者の受け皿確保のため、グループホームにおいて受入にあたり必要となる住宅改造費の補助を実施している。 ・強度行動障がいのある方については、個々の障がい特性に対応するための住宅改造に係る住改造費補助を設け、グループホームにおいて強度行動障がいのある方を受け入れやすい環境を整備している。 ・グループホーム事業者に対しては、行動障がいのある人への支援等について学び、グループホームが抱える課題等の情報交換を行う研修の機会を設け、積極的な活用を周知している。	・引き続き、強度行動障がいのある方など重度の障がい者を受け入れやすい環境整備のための住宅改造費補助を実施する。 ・グループホームの職員の資質の向上を図ることは重要であり、グループホームが担う役割や障がい特性に応じた支援技術向上等に関する各種研修会等の確保とともに、当該研修を積極的に活用し、職員の研修機会を確保するよう周知していく。	重度障がいへの支援	住吉区
3-2	より重度な障がい者へ生活の場を提供するサービス事業所の増設について	強度行動障がいや緊急対応・医療的ケアを要するケースの対応において、グループホームやショートステイなどの、生活の場を提供するサービスが不足しており、受入困難な状況が生じている。	強度行動障がいや緊急対応・医療的ケアを要する方を受け入れることのできるグループホームやショートステイなどの、生活の場を提供するサービス事業所の増設が必要である。	・医療的ケアを必要とする障がい者、強度行動障がい者等、重度の障がい者に対する支援を十分に行えるよう、サービス提供基盤の充実を図ることは重要な課題であると考え、重症心身障がい児者等医療型短期入所事業等の実施に加え、グループホームにおいて受入にあたり必要となる住宅改造費の補助を実施している。 ・強度行動障がいのある方については、個々の障がい特性に対応するための住宅改造に係る改造費補助を設け、グループホームにおいて強度行動障がいのある方を受け入れやすい環境を整備している。	・引き続き、強度行動障がいのある方など重度の障がい者を受け入れやすい環境整備のためのグループホームにおける住宅改造費補助や重症心身障がい児者等医療型短期入所事業等を実施していく。		都島区
3-3	重度障がい者の権利擁護や地域における支援の受け皿となる社会資源の開拓について	重度障がい者（特に強度行動障がいの人たち）の虐待防止や自己実現をサポートする取り組みがあまり進んでいないように思われる。また、地域における重度障がい者の支援に関して受け皿の少なさが目立っており、社会資源の開発やサービス利用の安心と安定につながる仕組みづくりが必要と思われる。	区内グループホーム等の社会資源の少なさを把握し、重度障がい者の地域生活を支えることができるよう社会資源の開拓をする。更に、障がい者の権利擁護活動を行い、人権啓発に向けた取り組みを継続していく。	・医療的ケアを必要とする障がい者、強度行動障がい者等、重度の障がい者に対する支援を十分に行えるよう、サービス提供基盤の充実を図ることは重要な課題であると考え、グループホームにおいて受入にあたり必要となる住宅改造費の補助を実施している。 ・強度行動障がいのある方については、個々の障がい特性に対応するための住宅改造に係る改造費補助を設け、グループホームにおいて強度行動障がいのある方を受け入れやすい環境を整備している。	・引き続き、強度行動障がいのある方など重度の障がい者を受け入れやすい環境整備のためのグループホームにおける住宅改造費補助を実施していく。		住之江区
3-4	相談支援事業所の増設について	相談支援事業所の相談件数は年々増加しているが（基幹相談支援センター相談件数：H30年度 705件、H31年度 1288件、R2年度 1842件）、個所数は増えておらず、相談員の負担が大きくなっている。	区自立支援協議会の相談支援部会や事業所部会などとも連携しながら、社会資源の新規創設及び育成について区全体として取り組んでいく必要がある。	相談支援事業所や相談支援専門員は一定程度増加しているものの、増大するニーズに対して十分とは言えない状況が続いているため、市地域自立支援協議会における検討を重ねつつ、「相談支援体制の充実」に向けた取組を実施してきた。	相談支援事業所の増加につながるよう引き続き取組を進めるとともに、既存の相談支援事業所の安定的運営、支援力強化のため、一人事業所への配慮も含めて、相談支援体制の充実に向けた取組を強めていく。	相談支援体制	都島区
3-5	教育機関との連携、通学問題について	小、中学校の教育機関と障がいを持つこどもの支援について、教育現場側が障がい理解や福祉サービスへの理解が追いついておらず、悩んでいる現場教員もおられると思う。またそうした状況が長期化すれば不登校やひきこもりなどの懸念もある。現状では、教育機関と連携をする場合、担当児童を通じ面識のある先生と個々に連携しており、組織間の連携基盤ができていない。また、通学に支援を要する児童は、利用できる福祉サービスがなく、家族が担う負担についての課題も増加している。（教育と福祉の縦割りの弊害）	校長会等を通して、自立支援協議会と情報交換や研修会を合同で行う等のつながりをつくり、障がい児支援について学校教員と連携し、本人や家族の不安やしんどさをどうサポートするか学校と連携できる仕組みが必要である。 普通学校の通学保障のために、学校で支援員を配置したり、ファミリーサポートの年齢上限を撤廃して教育委員会が事業を持つことの検討が必要。	多様な障がいのある児童生徒が在籍しており、教員が個々の障がいを理解し適切な支援が行えるよう、学校を訪問して助言を行う巡回指導を実施している。また、管理職研修や特別支援教育担当教員研修を通じて、関係機関の役割や機能、連携の大切さについて説明している。また、障がいのある児童生徒の通学支援について、各学校の特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、重度肢体不自由等の障がい自力通学できない児童生徒に対して、通学タクシー事業を実施している。	引き続き巡回指導や研修等の機会を通じて学校を支援していく。 通学タクシー事業については、実態把握を行い、検証しつつ適切な運用に努める。また、福祉局等の関係諸機関と連携を進める。	関係機関との連携	住吉区

市地域自立支援協議会で検討する課題（令和3年度報告分）

別紙3－6

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
3-6	相談支援員とケアマネジャーの連携について	65才を契機に行う、サービスの介護保険制度への切替について、制度の成立の違いから利用するサービスの質・量の変化を求められることで、安心して暮らしていく事が継続できない不安が高まることが考えられる。ケアマネジャーと相談支援員の役割や考え方に大きな違いがあり、その違いにより、利用者の生活に大きな変化が求められる可能性が懸念される。	ケアマネジャーと相談支援員との勉強会の開催や情報発信を通じて、両者が相互に連携して利用者を支援できる体制を構築する。	本市においては、これまで障がい福祉サービスを利用されてきた方が、65歳到達等により、介護保険サービスに移行する場合には、円滑なサービス利用となるよう、計画相談支援事業所の相談支援専門員と介護保険のケアマネジャーとが支援に必要な情報を共有するなど両者が連携していくことが重要と考えている。 各区の担当では、本人や相談支援専門員、ケアマネジャーと連携することにより、本人の心身の状況等を考慮したサービス提供が行えるよう努めており、障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険サービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう各区において支給決定を行っているところである。 平成30年度からは共生型サービスも創設されたところではあるが、障がい福祉サービスを利用されている方が、介護保険サービスを受けられる際には、ケアマネジャーは、介護ニーズのみならず、個々の障がい特性に応じたきめ細かなアセスメントを行い、心身の状況、その置かれている環境等に応じ、本人の選択に基づいた適切なサービスが過不足なく提供されるよう、配慮してケアプランの作成を行っている。	今後も継続して、障がい福祉と介護保険との適用関係、共生型サービス、その他様々な障がい者施策について、集団指導などの中で、研修資料を用いて、計画相談支援事業所の相談支援専門員及びケアマネジャーをはじめとする介護保険事業所への周知を進めていく。	関係機関との連携	港区
3-7	障がい者単独の課題に対する（個別）ケア会議の開催について	高齢者福祉、児童福祉、生活困窮者支援の分野においては法定会議が設けられているが、障がい者福祉においては出席者に守秘義務を課す法定会議がなく、複合的な課題ケースについては他の分野の法定会議を兼ねることにより運営しているものの、障がい者福祉単独であれば、個人情報に関して本人・家族の同意がなければケア会議が開けない。	障がい者単独のケア会議に当事者の同意がなくとも、必要な個人情報の共有と守秘義務を課す規定が必要である。	複雑・多様化した課題を抱える世帯や、セルフネグレクトの状態にある方などである場合は、とりわけ地域の関係機関等が連携して支援することが重要であると考えている。しかし、障害者総合支援法に基づく協議会は、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備を協議する場とされ、個別の事例の検討の場として位置づけられていなかった。	令和6年4月1日の改正障害者総合支援法施行において、協議会での障がいのある方の個々の事例の情報共有や協議会の参加者に対する守秘義務等が規定されたところであり、この仕組みを活用して個別課題の解決、地域の課題抽出につながるよう取組を進める。また、引き続き国の動向を注視しながら、今後のより効果的な運用について検討する。	ケア会議	旭区
3-8	総合的な相談支援体制について	障がい分野では、地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会のような会議の枠組みがないため、開催する場合は、特定相談支援事業に位置付けられている「サービス担当者会議」となり、民間任せの会議であることから位置づけが弱い。	・行政機関が医療機関や関係各課を招集する力は民間では難しいため、公的機関が設置する障がいのある人の地域生活を支える等運用が必要。 ・障がい分野でも地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会のような会議の枠組みを求めていく必要がある。	複雑・多様化した課題を抱える世帯や、セルフネグレクトの状態にある方などである場合は、とりわけ地域の関係機関等が連携して支援することが重要であると考えている。しかし、障害者総合支援法に基づく協議会は、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備を協議する場とされ、個別の事例の検討の場として位置づけられていなかった。	上記に同じ。		住吉区
3-9	虐待対応について	年々増加する障害者虐待について、各区や担当者レベルで動きや解釈が異なり、虐待スキーム通りに動いていない場合がある。また、コロナ禍で急激に増加した通報等により、マンパワーは不足し業務のひっ迫は明らかである。 また、サービス事業所が長年関わっていても、「障がい特性・これまでの慣習・性格」などの認識により、「虐待・権利侵害」と捉えられることなく通報に至らない課題がある。このことにより、重大な事案になってから警察などからの通報で発覚するなど、権利侵害の早期通報、早期対応がなされていない。早期通報があっても、前述の課題、および前項の課題があり、障がいのある人の権利侵害の対応全般において不十分な状況がある。	・各区で虐待対応について、区、基幹、協議会単位で共有できるような研修の場を作る。（高齢者・障がい者 虐待防止見守り連絡会議等を活用し、研修開催、課題検討から区の取り組みと役割分担を明確に議論できる場の設定） ・各区は高齢者担当と障害者担当で虐待担当チームを組む体制にする必要がある。 ・虐待対応スキームに添った危機介入ができるよう虐待対応に従事する職員への虐待研修の徹底。虐待対応に従事する保健福祉センター・基幹相談支援センターの担当者は必ず着任前に研修の実施を義務化する。	障がい者虐待に関する研修について、各区保健福祉センターへは、初任者・中堅期・課長級と階層ごとの担当職員向けに実施するとともに、各区障がい者基幹相談支援センターの担当職員と合同で、専門職（弁護士・社会福祉士）を助言者として招き、事例検討会（中堅期研修）及び事例検証会議を実施し、担当職員のスキルアップを図っている。	引き続き、各区保健福祉センター及び各区障がい者基幹相談支援センターの担当職員を対象とした研修を実施することにより、担当職員のスキルアップを図るとともに、より効果が見込める開催方法や開催時期等について、都度、検討を行っていく。	虐待対応	住吉区

令和5年度 市地域自立支援協議会で検討する課題一覧表（令和3年度～令和5年度報告分）

資料3-6

【市地域自立支援協議会で検討する課題】

No.	類型	年度別／区域数			類型別 合計	概要	取組にかかる 優先順位	R3～R5 検討課題
		R3報告	R4報告	R5報告				
1	相談支援体制	1区	1区	5区	7区	相談支援事業所の増設、セルフプランの検討、65歳到達移行問題、緊急ケースの対応等	1位	○
2	関係機関との連携	2区	3区	4区	9区	65歳・18歳到達移行問題（セルフプラン）、ケアマネジャーとの連携、教育機関との連携等	2位	—
3	ケア会議	2区	2区	1区	5区	守秘義務を規定した法定会議の設置、複合的課題を抱えた支援困難ケースの対応等	3位	○
4	虐待対応	1区	—	3区	4区	障がい者虐待防止の取組、通報内容及び虐待認定の検討、虐待防止に向けた対応の意識啓発等	4位	—
5	重度障がいへの支援	3区	—	—	3区	重度障がい者を支援するサービス事業所の増設、支援の質向上のための研修実施等	5位	—
年度別合計		9区	6区	13区				